# 条例改正に伴う新旧対照表

平成26年 奈良市議会6月定例会

#### 奈良市税条例 新旧対照表 (平成26年3月31日専決処分)

 現行
 改正案

 附 則
 附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

- 第6条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲第6条 削除
  - 渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用 財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失 の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額に ついては、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しな い。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住 用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項 の規定の適用を受けているときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。
- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第 2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前におい て控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」 という。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損 失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資 産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合におい て、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度 の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分 の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記

載した第28条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第25条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第28条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

- 4 附則第24条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第24条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第24条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第25条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項又は第28条の3の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第25条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第28条第1項に規定する無期譲渡所得の金額、附則第28条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第28条の3の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額又は附則第28条の3の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。
- 5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第28条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失 の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条第3 項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「、第1項の申告書」とある のは「、第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金

額の控除に関する事項を記載した第1項の申告書」とする。

- (2) 第29条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「第4項まで」とあるのは「第3項まで又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第3項まで又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)
- 第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日 の属する年度の翌年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書 (その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出 されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含 む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これら の申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が 認めるときを含む。)に限り、適用する。
- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1 項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前に

おいて控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第28条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第25条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第28条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第24条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第24条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第24条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第25条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項又は第28条の3の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第25条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第28条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第28条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第28条の3の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

現行 改正案

- 5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第28条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「、第1項の申告書」とあるのは「、第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第1項の申告書」とする。
  - (2) 第29条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「第4項まで」とあるのは「第3項まで又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第3項まで又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。

(阪神・淡路大震災に係る個人の市民税の雑損控除額等の特例)

- 第6条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に 規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年 において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、 個人の市民税に関する規定を適用することができる。この場合において、 第21条の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受 けた損失の金額は、その者の平成8年度以後の年度分の個人の市民税に関 する規定の適用については、平成7年において生じなかつたものとみなす。 2 前項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る阪
  - 神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の個人の市民税に関する規定の適用については、平成7

改正案 現行

年において生じなかつたものとみなす。

第1項の規定は、平成7年度分の第28条第1項又は第3項の規定による 申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで に提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書 を含む。) に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(こ れらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市 長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

|第8条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、|第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、 法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による 申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで に提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書 を含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25 条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき (これ) らの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長 が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民 税の所得割の額を免除する。

#### 2 · 3 略

(法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合)

第10条の2

の3とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による 申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで に提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書 を含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25 条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき (これ らの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長 が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民 税の所得割の額を免除する。

#### 2 · 3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割 合は3分の1とする。
- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分 の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分 の1とする。
- 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分 の3とする。

	<u> </u>
現行	改正案
2 法 <u>附則第15条第9項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2と	<u>5</u> 法 <u>附則第15条第8項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2と
する。	する。
3 法 <u>附則第15条第37項</u> に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める	6 法 <u>附則第15条第34項</u> に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める
割合は3分の2とする。	割合は3分の2とする。
	7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2と
	<u>する。</u>
	8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3と
	<u>する。</u>
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者
がすべき申告)	がすべき申告)
第10条の3 略	第10条の3 略
$2\sim9$ 略	2~9 略
	10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適
	用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了し
	た日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第
	7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震
	改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第
	1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第
	24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しな
	ければならない。
	(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
	(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
	(4) 耐震改修が完了した年月日
	(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当
	該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
	(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る市民税の課税の特例)

第26条 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因とな る土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下こ おいて同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲 渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をい う。) に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規 定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期 譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定に かかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に 相当する額とする。

#### (1) • (2) 略

前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民2 税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得 の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅 地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住 宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当す るときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、 当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合にお いては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたも のとみなす。

#### 略

#### 改正案

#### 合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る市民税の課税の特例)

第26条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因とな る土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下こ の条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条に の条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条に おいて同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲 渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をい う。) に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規 定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期 譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定に かかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に 相当する額とする。

#### (1) • (2) 略

前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民 税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得 の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅 地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住 宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当す るときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、 当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合にお いては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたも のとみなす。

#### 3 略

(旧民法第	第34条の法人から移行した法人等に係る市税の特例)
第28条の 5	略

平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第62条の規定の2 第62条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定 適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるの は、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定に より公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。

現行

3 第62条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固 定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用す る。この場合において、第62条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」 とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読 み替えるものとする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用) を受けようとする者がすべき申告)

- |第28条の5の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の|第28条の5の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の| ばならない。
  - (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定す る特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法 人等」という。) に該当することを明らかにする書類
  - (2) 次に掲げる事項を記載した書類
    - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地 番、地目及び地積並びにその用途
    - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家 屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
    - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所 在、種類及び数量並びにその用途

#### 改正案

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る市税の特例) 第28条の5 略

資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団 法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第62条中「公 益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に 規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用 を受けようとする者がすべき申告)

- 規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなけれ 規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなけれ ばならない。
  - (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定す る特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法 人等」という。) に該当することを明らかにする書類
  - (2) 次に掲げる事項を記載した書類
    - ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地 番、地目及び地積並びにその用途
    - イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家 屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
    - ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所 在、種類及び数量並びにその用途

現行	改正案
(3)~(5) 略	(3)~(5) 略
(法 <u>附則第15条第37項</u> の条例で定める割合)	(法 <u>附則第15条第34項</u> の条例で定める割合)
第28条の10 法 <u>附則第15条第37項</u> に規定する都市計画税に係る市町村の条例	第28条の10 法 <u>附則第15条第34項</u> に規定する都市計画税に係る市町村の条例
で定める割合は3分の2とする。	で定める割合は3分の2とする。
第35条 法附則第15条第1項、 <u>第12項、第16項から第24項まで、第26項、第</u>	第35条 法附則第15条第1項、 <u>第11項、第15項から第22項まで、第24項、第</u>
<u>27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項</u> 又は第15条の3の規定の適	<u>26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項</u> 又は第15条の3の規定の適
用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第28項」と	用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第28項」と
あるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とす	あるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とす
る。	る。

#### 奈良市手数料条例 新旧対照表

現行					改正案			
表 (第	92条関係)			別表	き(第	(2条関係)		
番号	名称	事務	金額		番号 名称 事務		事務	金額
略	略	略	略		略	略	略	略
107	薬局開設許可	薬事法 <u>第4条第2項</u> の規定に基	1件につき		107	薬局開設許可	薬事法 <u>第4条第4項</u> の規定に基	1件につき
の2	更新申請手数	づく薬局の開設の許可の更新の	11,000円		の2	更新申請手数	づく薬局の開設の許可の更新の	11,000円
	料	申請に対する審査				料	申請に対する審査	
略	略	<u> </u>	略		略	略	<u> </u>	略

#### 奈良市税条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
(市民税の納税義務者等)	(市民税の納税義務者等)
第13条 略	第13条 略
2 外国法人	2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以
に対するこの節の規定の適用に	下この節において「外国法人」という。) に対するこの節の規定の適用に
ついては、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245	ついては、恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設
号。以下「令」という。) 第46条の4に規定する場所をもつてその事務所	<u>をいう。)をもつて、</u> その事務所
又は事業所とする。	又は事業所とする。
3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令	3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方
	税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。) 第47条に規定す
る収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含	る収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含
む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)	む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)
又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定	又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定
中法人の市民税に関する規定を適用する。	中法人の市民税に関する規定を適用する。
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第19条 略	第19条 略
$2\sim4$ 略	$2\sim4$ 略
5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項	5 法 <u>第23条第1項第17号</u> に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項
及び次項並びに第25条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。)	及び次項並びに第25条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。)
に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額	に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額
に係る所得の金額を除外して計算する。	に係る所得の金額を除外して計算する。
6 略	6 略
(法人税割の税率)	(法人税割の税率)
第23条 法人税割の税率は、 <u>100分の14.7</u> とする。	第23条 法人税割の税率は、 <u>100分の12.1</u> とする。
(法人の市民税の申告納付)	(法人の市民税の申告納付)
第45条 略	第45条 略
2 法の施行地に 主たる事務所若しくは事業所を有する法人又	2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又

は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人 は外国法人が 税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべ

#### 3 • 4 略

き法人税割額から控除する。

法人税法第74条第1項 係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145) 条 において準用する場合を含む。以下本項 及び第47条の3第1項に おいて同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2 第7項(同法第145条 において準用する場合を含む。以下本項 におい て同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の 適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該 法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべ き均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用が ないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

#### 6 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第47条の3 法人税法第74条第1項 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の 規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の 算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として ⑤定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合 には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限 までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に 相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

#### 2 略

改正案 、外国の法人

税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべ き法人税割額から控除する。

#### 3 • 4 略

の規定によつて法人税に5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に 係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144 条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第47条の3第1項に おいて同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2 第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項におい て同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の 適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該 法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべ き均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用が ないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

#### 6 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

の規定によつて第47条の3 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の 規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の 算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限 までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に 相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

#### 2 略

|第63条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同第63条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同

項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第 2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号 及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならな い。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに い。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに 規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。) を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産 を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明す る書面を添付しなければならない。

#### $(1)\sim(6)$ 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者が すべき申告)

|第65条||法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3か第65条||法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3か| た場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産 の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第90条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台に第90条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台に ついて、それぞれ当該各号に定める額とする。

#### (1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット 以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 1,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下 のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のも の 年額 1,200円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力 が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有す)

#### 改正案

項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第 2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号 及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならな 規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。) を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産 を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明す る書面を添付しなければならない。

#### $(1)\sim(6)$ 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者が すべき申告)

ら第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受 ら第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受 けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなっ」けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなっ た場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産 の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

ついて、それぞれ当該各号に定める額とする。

#### (1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット 以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下 のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のも の 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力 が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有す

るものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下で あるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットル を超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

- (2) 軽自動車
  - ア 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400円
  - イ 三輪のもの 年額 3,100円
  - ウ 四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

- エ 専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円
- (3) 小型特殊自動車
  - ア 農耕作業用のもの 年額 1,600円
  - イ その他のもの 年額 4,700円
- (4) 二輪の小型自動車 年額 4,000円

附則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第10項まで

定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項か) 定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項か ら第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人 ら第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人 を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみを含む。)を同条第3項 に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみ

改正案

るものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下で あるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットル を超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

- (2) 軽自動車
  - ア 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 3,600円
- イ 三輪のもの 年額 3,900円
- ウ 四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

- (3) 小型特殊自動車
- ア 農耕作業用のもの 年額 2,400円
- イ その他のもの 年額 5,900円
- (4) 二輪の小型自動車 年額 6,000円 附則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

|第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から|第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から| 第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下こ の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規の条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規

なして、今附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定 する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定 贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲 渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

#### ※平成29年1月1日時点での状態で表記しています。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者第7条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者 が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場 税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得 について、附則第23条の2第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、 附則第28条第1項、附則第28条の2第1項、附則第28条の2の2第1項又 は附則第28条の3の2第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第 2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場 合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

#### 第21条及び第22条 削除

改正案

なして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定 する財産(同法第40条第6項から第11項まで の規定により特定 贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲 渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場 合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課 合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課 税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得 について、附則第23条の2第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、 附則第28条第1項、附則第28条の2第1項、附則第28条の2の2第1項又 は附則第28条の3第1項 の規定の適用を受けるときは、第24条の2第 2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場 合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

#### 第21条 削除

(軽自動車税の税率の特例)

|第22条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽 自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の 指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分 の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の 左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

第90条第2号	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円

改正案 現行 5,000円 6,000円

#### ※平成29年1月1日時点での状態で表記しています。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、 当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第19条及び第22条

の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株 式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところに より計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の 金額」という。) に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般 株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用 される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。) の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

#### 2 略

#### ※平成29年1月1日時点での状態で表記しています。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

#### 第28条の2の2 略

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。 この場合において、同条第2項中「附則第28条の2第1項」とあるのは「附 則第28条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と あるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」 とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準 用される同法」と読み替えるものとする。

#### ※平成27年1月1日時点での状態で表記しています。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

#### 第28条の2の3 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37第28条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37 条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、 当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第19条第1項及び第2項並 びに第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株 式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところに より計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の 金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般 株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用 される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。) の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

#### 2 略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第28条の2の2 略

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。 この場合において、同条第2項中「附則第28条の2第1項」とあるのは「附 則第28条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と あるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」 とあるのは「第37条の11第1項

」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例) 第28条の2の3 略

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座 からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるもの)からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるもの

を含む。以下この項において同じ。) があつた場合には、当該払出しがあ つた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則 第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金 額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたも のと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非 課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設し ていた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止 による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還 又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数 の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に 規定する上場株式等の取得をしたものと

それぞれみなして、前項及び附則第28条の 2の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用 を受けようとする者がすべき申告)

- 第28条の5の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の第28条の5の2 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の ばならない。
  - (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定す る特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法 人等」という。) に該当することを明らかにする書類
  - (2) 次に掲げる事項を記載した書類
    - ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地 番、地目及び地積並びにその用途
    - イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家

改正案

を含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあ つた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則 第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金 額」という。) により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたも のと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非 課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設し ていた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止 による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還 又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数 の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等

の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相 続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した 市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈 の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一 銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第28条の 2の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用 を受けようとする者がすべき申告)

- 規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなけれ
  規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなけれ ばならない。
  - (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第8項に規定す る特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法 人等」という。) に該当することを明らかにする書類
  - (2) 次に掲げる事項を記載した書類
  - ア 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地 番、地目及び地積並びにその用途
  - イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家

屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法<u>附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所 在、種類及び数量並びにその用途

#### $(3)\sim(5)$ 略

(東日本大震災に係る個人の市民税の雑損控除額等の特例)

- 第28条の6 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。
- 3 第1項の規定は、平成23年度分の第28条第1項又は第4項の規定による 申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで に提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書 を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(こ れらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市

改正案

屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

- ウ 法<u>附則第41条第8項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所 在、種類及び数量並びにその用途
- $(3)\sim(5)$  略

長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第28条の6の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第25条、第26条、第27条又は第28条の規定を適用する。

附則第25条第35条第1項 |第35条第1項(東日本大震災の被災者 第1項 等に係る国税関係法律の臨時特例に関 する法律(平成23年法律第29号)第11 条の6第1項の規定により適用される 場合を含む。) 同法第31条第1項租税特別措置法第31条第1項 附則第26条第35条の2まで、 |第34条の3まで、第35条(東日本大震 第3項 第36条の2、第36災の被災者等に係る国税関係法律の臨 時特例に関する法律第11条の6第1項 条の 5 の規定により適用される場合を含 け。)、第35条の2、第36条の2若し くは第36条の5 (これらの規定が東日

改正案

現行					
		本大震災の被災者等に係る国税関係法			
		律の臨時特例に関する法律第11条の6			
		第1項の規定により適用される場合を			
		<u>含む。)</u>			
附則第27多	条租税特別措置法第	東日本大震災の被災者等に係る国税関			
第1項	31条の3第1項	係法律の臨時特例に関する法律第11条			
		の6第1項の規定により適用される租			
		税特別措置法第31条の3第1項			
附則第28多	条第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者			
第1項		等に係る国税関係法律の臨時特例に関			
		する法律第11条の6第1項の規定によ			
		り適用される場合を含む。)			
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項			

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前

項の規定により読み替えられた附則第25条、第26条、第27条又は第28条の 規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。※平成27年1月1日現在での状態で表記しています。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

|第28条の7 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条 第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条 の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措 置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条 第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項 の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2 と、「法附則第 5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替え て適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中 「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規 定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定によ り適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附 則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41 条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される和税特別措置

現行	改正案
<u> 法第41条の2の2」とする。</u>	
2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若	
しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた	
場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用について	
は、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法	<u> </u>
附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第	
6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項(同	<u>J</u>
条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは	- - -
「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の	<u>,</u>
4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場	<u>,                                    </u>
合を含む。)」とする。	
(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべ	(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべ
き申告等)	き申告等)
<u>第28条の8</u> 略	<u>第28条の6</u> 略
(個人の市民税の税率の特例等)	(個人の市民税の税率の特例等)
<u>第28条の9</u> 略	<u>第28条の7</u> 略
(法附則第15条第34項の条例で定める割合)	(法附則第15条第34項の条例で定める割合)
<u>第28条の10</u> 略	<u>第28条の8</u> 略

奈良市税条例の一部を改正する条例(平成25年奈良市条例第60号) 新旧対照表(第2条による改正)

改正案 現行 附則 附則 (施行期日) (施行期日) |第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に|第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に| 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 略 (1) 略 (2) 附則第7条の4、第23条の2及び第28条の2から第28条の4までの (2) 附則第7条の4、第23条の2及び第28条の2から第28条の4までの 改正規定 改正規定(附則第28条の3の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の 並びに次条第3項 次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)並びに次条第3項 の規定 平成29年1月1日 の規定 平成29年1月1日 (経過措置) (経過措置) |第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律| (平成25年法律第5号) 第8条の規定による改正前の租税特別措置法 (平成25年法律第5号) 第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭 第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規 和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規 定する特定短期公社債を除く。) について支払を受けるべき同条第7項に 定する特定短期公社債を除く。) について支払を受けるべき同条第7項に 規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例 規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例 による。 による。 2 この条例による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)第442 この条例による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)第44 条の2及び第44条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法 条の2及び第44条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法(昭和 - 第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項 25年法律第226号) 第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項 において「公的年金等」という。) に係る所得に係る個人の市民税の特別 において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別 徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税 徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税 の特別徴収については、なお従前の例による。 の特別徴収については、なお従前の例による。

#### 奈良市立保育所設置条例 新旧対照表

	現行				改正案			
(	(名称、位置及び保育定員)				(名称、位置及び保育定員)			
第2	条 保育所の名	A称、位置及び保育定員は、次のとおりる	とする。	第2	2条	保育所の	名称、位置及び保育定員は、次のとおり。	とする。
	名称	位置	保育定員		名称 位置		位置	保育定員
	略	略	略		略		<u>略</u>	略
	帯解保育園	奈良市柴屋町20番地	160人		帯解保育園 奈良市田中町412番地		奈良市田中町412番地	160人
	略	略	略		略		<u>略</u>	略

#### 奈良市立応急診療所条例 新旧対照表

	現行					改正案	
(名称及び位置)				(名称及び位置)			
第2条 応急診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2	条 応急診療所の名称及び位	で置は、次のとおりとする。		
	名称	位置			名称	位置	
	奈良市立休日夜間応急診療所奈良市柏木町519番地の28				奈良市立休日夜間応急診療所奈良市柏木町519番地の28		
	奈良市立休日歯科応急診療所	奈良市二条大路南一丁目1番30号			奈良市立休日歯科応急診療所	奈良市左京五丁目3番地の1	

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例、新旧対照表

(欠格事由)

|第6条 第4条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当す|第6条 第4条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当す| る特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないもの とする。

現行

- (1) その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの ア・イ 略
  - ウ 特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及 び第32条の11第1項の規定を除く。)若しくは奈良県暴力団排除条例(平 成23年3月奈良県条例第35号)の規定に違反したことにより、若しくは 刑法 (明治40年法律第45号) 第204条、第206条、第208条、第208条の3、 第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大 正15年法律第60号) の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税 に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免 れ、納付せず、若しくはこれらの税の環付を受け、若しくはこれらの違 反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことに より、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受け ることがなくなった日から5年を経過しない者

工略

 $(2) \sim (6)$ 略 (欠格事由)

る特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないもの とする。

改正案

- (1) その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの ア・イ 略
  - ウ 特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及 び第32条の11第1項の規定を除く。) 若しくは奈良県暴力団排除条例(平 成23年3月奈良県条例第35号)の規定に違反したことにより、若しくは 刑法 (明治40年法律第45号) 第204条、第206条、第208条、第208条の2、 第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大 正15年法律第60号) の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税 に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免 れ、納付せず、若しくはこれらの税の環付を受け、若しくはこれらの違 反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことに より、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受け ることがなくなった日から5年を経過しない者

工略

 $(2) \sim (6)$ 略

#### 奈良市営住宅条例 新旧対照表

現行 (入居者資格等) |第6条||市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する||第6条||市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する 者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(規則で定める親族に限る。 以下この条及び第38条の2第1項において同じ。)があること。ただし、 次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を 必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受ける ことが困難であると認められる者を除く。)にあつては、この限りでな V, ア〜エ略 オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護 者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支 援に関する法律 (平成6年法律第 30号) 第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する 法律(平成19年法律第127号) 附則第4条第1項に規定する支援給付を 含む。) を受けている者 カ・キ 略 ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成13) 年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。) 第1条第2項に規定する被害者 で(ア)又は(イ)のいず れかに該当するもの (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号 の規定による一時保護

又は配偶者暴力防止等法第5条

#### 改正案

(入居者資格等)

- 者でなければならない。
- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(規則で定める親族に限る。 以下この条及び第38条の2第1項において同じ。)があること。ただし、 次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を 必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受ける ことが困難であると認められる者を除く。) にあつては、この限りでな V )

ア〜エ 略

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護 者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第 30号) 第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する 法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を 含む。)を受けている者

カ・キ 略

- ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13 年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。) 第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に 規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア)又は(イ)のいず れかに該当するもの
  - (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法 第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護 又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2に

の規定による保護が終了した日から

起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項

の規定により裁判

所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日 から起算して5年を経過していないもの

(2)~(7) 略

2 母子世帯 向けとして整備した市営住宅に入居することができる者 2 母子・父子世帯向けとして整備した市営住宅に入居することができる者 は、前項の規定にかかわらず、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129 は、前項の規定にかかわらず、次の各号 号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に同条第2項に規定す る児童を扶養しているもので、かつ、前項第2号から第7号までの条件を 具備する者でなければならない。

- - (1) 略
  - (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(次のいずれかに該当する)(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(次のいずれかに該当する) 者に限る。)があること。
    - ア 配偶者 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある) 者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)

イ~エ 略

改正案

おいて準用する場合を含む。) の規定による保護が終了した日から 起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条 の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判 所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日 から起算して5年を経過していないもの

(2)~(7) 略

の条件を

具備する者でなければならない。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)のない者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする者(子に限る。)があり、かつ、 そのいずれかが20歳未満であること。
- (3) 前項第2号から第7号までの条件
- 高齢者向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1 3 高齢者向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1 項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。<br/>
  」項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。<br/>
  」
  - (1) 略
  - 者に限る。) があること。

ア配偶者

イ~エ 略

 $4 \sim 6$  略

改正案 現行 子育て世帯向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、 第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければなら ない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達す

- るまでの者があること。 (2) 第1項第2号から第7号までの条件
- 前各項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、8 前各項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、 入居者資格について制限を加えることができる。
- |8 第1項第1号ただし書に規定する者の入居を認める市営住宅の規格は、|9 第1項第1号ただし書に規定する者の入居を認める市営住宅の規格は、 規則で定める。

(入居者資格の特例)

- |第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定によ||第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定によ| る市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居」る市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居 者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合において
  おが、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合において は、その者は、前条第1項(第5号を除く。)から第7項までに定める条 は、その者は、前条第1項(第5号を除く。)から第8項までに定める条 件を具備する者とみなす。

  - 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する住|3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する住| 字被災市町村の区域内において同条の災害により滅失した住宅に居住して いた者及び当該区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定 する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法施行規則(平成7年建 設省令第2号)第15条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関す る事業の実施に伴い移転が必要となつた者については、当該災害の発生し た日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第3号に掲げ る条件を具備する者を同項各号(第5号を除く。)及び同条第8項に掲げ る条件を具備する者とみなす。

(入居者の選考)

- 入居者資格について制限を加えることができる。
- 規則で定める。

(入居者資格の特例)

件を具備する者とみなす。

#### 略

宅被災市町村の区域内において同条の災害により滅失した住宅に居住して いた者及び当該区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定 する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法施行規則(平成7年建 設省令第2号)第15条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関す る事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害の発生し た日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第3号に掲げ る条件を具備する者を同項各号(第5号を除く。)及び同条第7項に掲げ る条件を具備する者とみなす。

(入居者の選考)

現行 改正案 |第9条 - 前条の申込みをした者の数が入居させるべき戸数を超える場合にお|第9条 - 前条の申込みをした者の数が入居させるべき戸数を超える場合にお| ける入居させるべき者(以下「入居予定者」という。)の選考は、市長が、ける入居させるべき者(以下「入居予定者」という。)の選考は、市長が 定める公開抽選の方法によって行うものとする。 定める公開抽選の方法によって行うものとする。 2 市長は、前項の規定により選考する場合においては、入居させるべき市 2 市長は、前項の規定により選考する場合においては、入居させるべき市 営住宅の戸数と同数の入居予定者のほか、当該選考に係る市営住宅が空き│営住宅の戸数と同数の入居予定者のほか、当該選考に係る市営住宅が空き 住宅となつた場合における入居予定者として順位を定めて適当と認める数<br/>
使宅となつた場合における入居予定者として順位を定めて適当と認める数<br/> の補欠入居予定者を定めるものとする。 の補欠入居予定者を定めるものとする。 |3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に住宅困窮度の高い者について| は、その者を優先的に入居予定者とすることができる。 (入居者資格の審査) (入居者資格の審査) |第10条||市長は、前条第1項又は第3項の規定により入居予定者として選考||第10条||市長は、前条第1項|| の規定により入居予定者として選考 された者について入居者資格を審査するものとする。 された者について入居者資格を審査するものとする。  $2\sim4$  略  $2\sim4$  略 (入居) (入居) |第15条 入居決定者は、指定入居日から7日以内に市営住宅に入居しなけれ|第15条 入居決定者は、指定入居日から14日以内に市営住宅に入居しなけれ|

[15条 入居決定者は、指定入居日から<u>7日</u>以内に市営住宅に入居しなけれ<mark>第15条 入居決定者は、指定入居日から<u>14日</u>以内に市営住宅に入居しなけれ ばならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に入居すること ばならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に入居すること ができないときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 ができないときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</mark>

(趣旨)

(趣旨)

|第1条 本市の改良住宅、改良住宅店舗作業場、店舗付改良住宅、小集落改||第1条 本市の改良住宅、改良住宅店舗作業場、店舗付改良住宅、小集落改| 良住宅及び小規模改良住宅(以下「改良住宅等」という。)並びに地区施 設の設置及び管理については、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以 下「法」という。)、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)、「小 集落地区等改良事業制度要網」(昭和57年4月5日建設省住整発第26号) 「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」(平成9年4月1日建設省住整発 第46号)及び「改良住宅等管理要領」(昭和54年5月11日建設省住整発第 6号) に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。 (準用等)

第5条 改良住宅等及び地区施設の管理については、前各条及び第4項に定第5条 改良住宅等及び地区施設の管理については、前各条及び第4項に定 めるもののほか、改良住宅等を奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第)めるもののほか、改良住宅等を奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第 - 14号。以下「市営住宅条例」という。)第2条第1号に規定する市営住宅| - 14号。以下「市営住宅条例」という。)第2条第1号に規定する市営住宅| と、地区施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例 第4条から第16条まで、第17条(第3項及び第4項を除く。)、第19条か ら第21条まで、第22条(第2項第2号を除く。)、第23条(第3項第2号 を除く。)、第24条、第25条、第33条、第38条、第38条の2、第38条の5、 第48条、第49条及び第51条の規定を準用する。ただし、市営住宅条例第4 条から第12条まで、第22条第2項第1号、第23条第3項第1号、第38条第 1項(同項第8号に係る部分に限る。)及び第38条の2の規定は、法第18 条、「小集落地区等改良事業制度要綱」

第13、「小規模住宅地区等改良 事業制度要綱」第9又は前条の規定により改良住宅等に入居若しくは使用 させるべき者が入居若しくは使用せず、又は居住若しくは使用しなくなつ た場合に限る。

良住宅及び小規模改良住宅(以下「改良住宅等」という。)並びに地区施 設の設置及び管理については、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以 下「法」という。)、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)

改正案

「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」(平成9年4月1日建設省住整発 第46号)及び「改良住宅等管理要領」(昭和54年5月11日建設省住整発第 6号) に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。 (進用等)

と、地区施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例 第4条から第16条まで、第17条(第3項及び第4項を除く。)、第19条か ら第21条まで、第22条(第2項第2号を除く。)、第23条(第3項第2号 を除く。)、第24条、第25条、第33条、第38条、第38条の2、第38条の5、 第48条、第49条及び第51条の規定を準用する。ただし、市営住宅条例第4 条から第12条まで、第22条第2項第1号、第23条第3項第1号、第38条第 1項(同項第8号に係る部分に限る。)及び第38条の2の規定は、法第18 条、「小集落地区等改良事業制度要綱等の廃止について」 (平成14年3月) 29日国住整第1236号)による廃止前の「小集落地区等改良事業制度要綱」 (昭和57年4月5日建設省住整発第26号)第13、「小規模住宅地区等改良 事業制度要綱」第9又は前条の規定により改良住宅等に入居若しくは使用 させるべき者が入居若しくは使用せず、又は居住若しくは使用しなくなつ た場合に限る。

現行			改正案			
2~5 略			2~5 略			
別表(第2条・第3条関係)			別表(第2条・第3条関係)			
1 略		1	略			
2 地区施設		2	地区施設			
名称	位置		名称	位置		
略	略		略	略		
横井地区改良住宅第一集会	奈良市横井二丁目		横井地区改良住宅第一集会	奈良市横井二丁目		
所			_ 所			
横井地区改良住宅第二集会	奈良市横井二丁目					
<u>所</u>						
略	略		略	略		

#### 奈良市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案
目次	目次
第1章~第5章 略	第1章~第5章 略
第6章 避難管理(第47条—第54条)	第6章 避難管理(第47条—第54条)
	第6章の2 屋外催しに係る防火管理(第54条の2・第54条の2の2)
第7章 文化財の管理( <u>第54条の2</u> —第54条の6)	第7章 文化財の管理( <u>第54条の2の3</u> —第54条の6)
第8章・第9章 略	第8章・第9章 略
附則	附則
(液体燃料を使用する器具)	(液体燃料を使用する器具)
第19条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなけれ	第19条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなけれ
ばならない。	ばならない。
(1)~(8) 略	(1)~(8) 略
(9) 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の	(9) 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の
可燃物をみだりに放置しないこと。	可燃物をみだりに放置しないこと。
	(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催
	しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用する
	<u>こと。</u>
$(10) \sim (13)$ 略	(10)~(13) 略
2 略	2 略
(固体燃料を使用する器具)	(固体燃料を使用する器具)
第20条 こんろ、火鉢その他の固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲	第20条 こんろ、火鉢その他の固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲
げる基準によらなければならない。	げる基準によらなければならない。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
	2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準に
ついては、前条第1項第1号から <u>第9号</u> までの規定を準用する。	ついては、前条第1項第1号から <u>第9号の2</u> までの規定を準用する。
(電気を熱源とする器具)	(電気を熱源とする器具)
第22条 電気アイロン、移動式の電気ストーブその他の電気を熱源とする器	第22条 電気アイロン、移動式の電気ストーブその他の電気を熱源とする器

現行 改正案 具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)・(2) 略 (1)・(2) 略 2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準につ2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準につ いては、第19条第1項第1号から第7号まで及び第9号 定を準用する。 定を準用する。 (使用に際し火災の発生のおそれのある器具) |第23条||火消つぼその他火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準につ||第23条||火消つぼその他火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準につ いては、第19条第1項第1号から第7号まで及び第9号 の規 いては、第19条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規 定を準用する。 定を準用する。 第6章の2 屋外催しに係る防火管理 (指定催しの指定) して指定しなければならない。

具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

の規 いては、第19条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

- 第54条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する 屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当 するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器 具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は 財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しと
- 2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あら かじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、 当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。
- 3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくそ の旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければな らない。

(屋外催しに係る防火管理)

|第54条の2の2 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受け| たときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日 前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受

現行	改正案
22.14	けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる
	火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基
	づく業務を行わせなければならない。
	(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関する
	(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他
	これらに類するもの(第57条において「露店等」という。)及び客席の
	火災予防上安全な配置に関すること。
	(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
	(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関
	<u>すること。</u>
	(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。
	2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14
	日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の
	指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに)、前項の規定に
	よる計画を消防長に提出しなければならない。_
第7章 文化財の管理	第7章 文化財の管理
(喫煙、たき火等の制限)	(喫煙、たき火等の制限)
<u>第54条の2</u> 略	<u>第54条の2の3</u> 略
$2\sim4$ 略	$2\sim4$ 略
(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)	(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)
	第57条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長
に届け出なければならない。	に届け出なければならない。
$(1)\sim(7)$ 略	(1)~(7) 略
	(8) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに
	際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

現行			改正案				
(罰則)			(罰則)				
第61条 次の各号の一に該当する者は、	、30万円以下の罰金に処する。	第6	第61条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。				
(1) ~(3) 略		(	(1)~(3) 略				
		(	(4) 第54条の2の2第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火				
				<u>災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者</u>			
第62条 法人の代表者			第62条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。				
				以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人			
の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条							
の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しての違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して							
も <u>同条の罰金刑</u> を科する。							
2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その							
又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほ						・団体を代表するほか、法人	
を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関						.関する法律の規定を準用す	
<u>る。</u>							
別表第7(第24条、 <u>第54条の2</u> 、第54条の6関係)			別表第7(第24条、 <u>第54条の2の3</u> 、第54条の6関係)				
表示の種類図記	2号 色			表示の種類	図記号	色	
略略	略		略		略	略	